

やんちゃな土木ネットワーク会員規約

YDNは自社の技術を向上させるべく、やる気のある土木建設業者が自主的に会の運営に参加し、相互扶助的に新技術や新事業を自ら考え且つメンバーに発信し、常に現状に満足することなく、楽しみながら向上を目指し交流する「ネットワーク」です。

新しいことに挑戦することはリスクがあります。しかし挑戦しないことには、よりリスクがあると私たちは考えます。

土木業界に革命を起こすことを目標とし、地域や所属団体は違えど目標に賛同するメンバーが互いに尊重しあえるネットワークとします。

本ネットワークを運営するにあたり、会と会員の規約を以下のとおり規定する。

第1条（名称）

本会の名称は、「やんちゃな土木ネットワーク」と称し、略称を「YDN」とする。

第2条（活動理念）

競合他社に無い知識と技術を共有することにより、当該地域オンリーワン土木建設業者を目指す。また、それらを支える為の人材育成に注力する。

第3条（目的）

本会の目的は、次のとおりとする。

業界の活性化と魅力の発信をし、『提案する土木建設業組織』を確立する。

新しい業界のビジネスモデルを造る

個々の会員を担う人材の育成

第4条（主な活動内容）

本会の活動内容は、以下のとおりとする。

YDN勉強会（年1回開催予定）

YDN人材交流（各社適宜による人材育成）

会員各社保有技術その他マッチングによる新技術の開発

保有技術の会員各社への展開

繁閑調整

資材及びソフトウェア等の共同購入

各企業独自の研究発表、セミナー講師など
先進企業視察
その他会員への有益な情報交換

第5条（役員）

本会には役員を置かないものとする。

第6条（幹事会社）

本会の取りまとめ役として、次のとおり3社を幹事会社とする。

【主幹事会社】 株式会社正治組

【副幹事会社】 株式会社山口土木

【会計書記幹事会社】 株式会社田上重機開発

第7条（幹事会社の職務）

主幹事会社は、会務を総理し、その業務を統括する。ただし、必要に応じ、会員の中からサポートを指名できる。

副幹事会社は、主幹事を補佐し、主幹事が不在のときは、その職務を代行する。

会計書記幹事会社は、本会の出納事務および会議時の書記を行う。

第8条（幹事会）

幹事会社は、必要に応じて幹事会を開催する。幹事会は次の業務を行う。

本会の運営方針または解散に係わる重要事項の決定

本規約の改定

年間カレンダーの進捗管理：定期勉強会のホスト会社選任

入会・退会に係わる判断

その他本会の重要事項決定

幹事会は、幹事会社の全員一致が基本とするが、一致しない場合があるときは、主幹事会社が決するものとする。

第9条（事務局）

事務局を主幹事会社内に設置するものとする。事務局は、次の業務を行う。

第10条の入会及び第11条の退会に関する一切の手続き

YDN勉強会・YDNプレゼンなどの企画・運営

YDNホームページ作成・管理・発行

（記事の作成などは会員各社が分担して行うものとする。）

第10条（入会）

本会の会員になろうとするものは、次の条件をすべて満たす必要があるものとする。

会員1社以上、またはGNN会員1社以上の推薦と主幹事会社の承認があること

他社には無いプラスワン、もしくはそれを補うやる気があること

新技術や新工法などを定期的に本会に提供すること

原則として、1建設業協会エリアに既存の会員がいないこと

本会の目的に賛同し、本会の運営に積極的に参加できること

資本金が1億円以下である、もしくは従業員数(役員含む)が300人以下である、

建設業許可を持ち、入会希望日より一年以内に工事実績があること

2000年以降のいずれの時期においても、反社会勢力またはその共生者と一切の

関係が無いこと（自社の役職員に反社会勢力に属する者または共生者がいないこ

とのほか、自社または自社の役職員が反社会勢力またはその共生者と商取引のみ

ならず私的な関係を含めて一切の関係を有しないこと）

第11条（退会）

会員が次の条件に一つでも該当する場合は、幹事会社の判断により会員の資格を失うものとする。

YDNで知り得た知識、技術、システムを無断で会員以外への流用、または悪用した場合

YDN勉強会・YDNプレゼンを理由なく無断で連続3回以上欠席した場合

第12条の費用を負担しない場合

他の会員から退会を求められた場合（主幹事会社が退会の是非を決定する）

反社会勢力またはその共生者との関係が確認出来た場合

（自社の役職員に反社会勢力に属する者または共生者である場合や、自社または自社の役職員が反社会勢力またはその共生者と商取引のみならず私的な関係を含めた一切の関係が確認出来た場合）

第 12 条（YDN が主催する勉強会及びプレゼン大会費用）

YDN が主催する勉強会及びプレゼン大会費用などの運営実費は、その都度本会のホスト会社が決定し、会員各社等へ負担依頼するものとし、その都度精算とする。

【アドバイザー】行政関係等が出席する勉強会ごとの費用負担は無償とする。

【スポンサー】（ソフトウェアメーカーや資材メーカー、商社等）の勉強会ごとの負担は、その都度本会ホスト会社が決定する。

収支により YDN 運営費を流用する場合は、会計書記幹事会社の一任とする。

第 13 条（入会金及び年会費）

本会の入会金は ¥30,000 とする。運営費として年会費 ¥10,000 とする。

会費については毎年 4 月末日（休日の場合は翌営業日まで）に会の指定する口座へ納入するものとする。

年度途中で新規加入する場合、加入日に入会金及び年会費全額を納めるものとする。退会した場合は、入会金及び年会費は返還しないものとする。

第 14 条（総会）

定例総会は毎年 4～6 月に開催する。臨時総会は、幹事会社 2 社が必要と認めた場合に開催することができる。

総会の議案は全会員の過半数で決定する。（委任状含め）

第 15 条（会計）

本会の会計は会計書記幹事会社が行うこととする。

本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月末日までとする。

前項の会計年度に係わる決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

第 16 条（会員間および第三者への技術・技術の利用・提供）

会員が、本会により知り得た情報・技術及び、研究成果を技術利用・提供する場合は、必ず情報提供会社の承諾を得るものとする。また、第三者に対しての情報・技術も利用・提供の場合も、同様とする。

第 17 条（秘密保持）

会員は、以下の場合を除き、会員から知り得た技術上の秘密、並びに会員間の技術上、営業上の機密事項を第三者に漏洩してはならない。

会員間から知り得る以前に公知、公用となっていたもの。

会員間から知り得る以前に所有していたもの。

会員間から知り得た後、正当な権限を所有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの。

自らの責によらない事由により公知・公用となったもの。

会員間があらかじめ書面により認めたもの。

第 18 条（免責事項）

会員各社間のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。当会は、会員間のトラブルに一切関与せず、また何ら責任を負うものではない。

（付則）

この会の会則	平成 27 年	4 月 14 日	施行
	平成 28 年	8 月 9 日	改定
	平成 28 年	10 月 21 日	改定
	平成 29 年	4 月 1 日	改定
	平成 29 年	5 月 19 日	改定
	平成 29 年	12 月 17 日	改定

入会申込書

わたしは、やんちゃな土木ネットワーク（略称：YDN）の活動目的を十分理解し、賛同した上で、入会を申し込みます。

なお、入会後は会則に従い、知識・技術の習得に努めます。また円滑な会務運営に協力します。

平成 年 月 日

YDN事務局 様

【申込み人】 住 所

商 号

代表者名

【推薦人】 住 所

商 号

代表者名